

## 平成 29 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会

### 再苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 8 月 8 日（火）～ 9 月 25 日（月）持ち回り会議
出席委員 (50 音順)	大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授）、田路至弘（弁護士）、野村豊弘（日本エネルギー法研究所理事長）、蓑輪靖博（福岡大学法学部教授）、森嶋昭夫（名古屋大学名誉教授）
開催趣旨	環境省大臣官房会計課長から審議依頼のあった指名停止に係る再苦情処理について審議を行った。
審議案件	平成 28 年度から平成 32 年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務に係る指名停止について申立てのあった再苦情
意見	<p>仕様書で規定した分析方法以外の方法で分析を実施していたことについては、平成 28 年度から平成 32 年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務（第 1 回変更）仕様書（以下、「仕様書」という。）2.（4）に基づく協議録の作成等が行われておらず、仕様書に基づき業務を履行したとは認められない。また、計量証明書においては仕様書で規定した分析方法で実施したとの虚偽の報告がなされていたものである。</p> <p>さらには、分析結果についてふっ素及びその化合物が検出されていたにも関わらず、「報告下限値」として発注者に報告していたことについては仕様書 2.（1）に基づく異常値の確認等が行われておらず、仕様書に基づき業務を履行したとは認められない。</p> <p>従って、本業務に係る契約書第 12 条第 1 項第一号に基づき契約の全部が解除され、これによって工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表 2 第 15 号に基づき 3 ヶ月の指名停止措置を行ったことに問題は認められない。</p>